

簡素で一元的な権利処理に係る検討課題例

(※) DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する勉強会「DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する「課題の整理」骨子」、「簡素で一括的な権利処理等に係る各種方策」より作成

○簡素で一元的な権利処理のニーズや、ニーズに対する実効性のある具体的利用場面

○コンテンツの性質に応じた多様な観点からの検討

- ・ クリエイターや著作権者の意思の観点からの検討
(例：著作権者が権利主張をしていない場合や許諾権によるコントロールを欲しないものの取扱い)
- ・ 著作権者の利益を不当に害しない範囲の観点からの検討
(例：アウトオブコマース (※) の著作物の取扱い)
※定義が多義的であることから、実務上のビジネスモデルも踏まえつつ、検討の対象を明確にするべきことに留意
- ・ 著作物の創作背景や使途の観点からの検討
(例：公的資金やオープンリソースから創作されたもの、デジタル空間において自由に活用されることを想定したものの取扱い)
- ・ 過去の著作物の活用の観点からの検討
(例：過去に放送された番組、過去に収録された公演等の取扱い)

○ユーザーが、簡便かつ安心して著作物を利用できるようになるための方策

○簡素で一元的な権利処理等に係る各種方策の総合的な検討

- ・ クリエイターや著作権者の意思表示に対応する許諾権を前提とした権利処理
- ・ 権利者の情報や意思を集約するシステム・データベースの構築・充実
- ・ 集中管理団体による集中管理の促進
- ・ 裁定制度の抜本的見直し
- ・ 許諾推定
- ・ 拡大集中許諾制度
- ・ 権利制限（措置すべき具体的な場面に則したもの。補償金付の場合を含む。)

○簡素で一元的な権利処理等に係る各種方策をより実効性あるものにする環境整備方策やその実現に資する多様な立場（クリエイター、権利者、利用者、事業者等）からの相互的な協力の在り方

DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する「課題の整理」 骨子

DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する勉強会

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物の創作・流通・利用を巡る急速な環境変化を踏まえ、文化の発展を図り、またコンテンツ産業の健全な発展へ貢献する観点から、著作物の円滑な利用と保護、権利者への適切な対価還元の両立によるコンテンツクリエイションサイクルを最大化するため、文化審議会において、DX時代に対応した著作権制度・政策を総合的に検討・具体化する。

通常市場に流通していない（アウトオブコマース）作品や一般ユーザーが創作した作品（例：UGC）など著作権者へのアクセスが難しく著作権の処理が困難になりやすいコンテンツを利用場面等に即して簡素で一括的に権利処理できるよう、例えば、権利者の情報や意思を集約するデータベースの構築・充実、集中管理の促進、裁定制度の抜本的見直し、いわゆる拡大集中許諾制度、権利制限等の各種方策を総合的に検討し、必要な措置を講じる。

1. 検討の視点

- DX時代を迎え、コンテンツの創作、流通、利用のそれぞれの場面でデジタル化・ネットワーク化の影響を大きく受けており、今後も変化は加速していく。現行著作権法は、こうした時代に着実に対応するための制度改正を近年積み重ねてきたが、昨今の急激なデジタル化・ネットワーク化を踏まえ、クリエイターが良質な作品を創作し続けることができるよう、DX時代に起こり得る多種多様な著作権侵害に対応するとともに、クリエイターへの適切な対価還元を受けられる仕組みを根本的に考え直す時期に来ている。
- これからの著作権制度は、人の身近な生活にかかわる、広義の意味における「文化」の振興という大目的を再認識しつつ、文化の振興の好循環を生み出す基盤となるコンテンツ等の産業の健全な発展を支える制度として、社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応した「権利保護と利用円滑化のバランス」や「多様な価値の尊重」を図っていくことが重要である。
- なお、検討に際しては、次の点に留意する。
 - ・ DX時代におけるデジタルコンテンツを想定した制度・政策の検討を行うこと。
 - ・ 権利者をはじめ関係者の意思を尊重すること。特に、権利制限規定の創設に際しては、障害者や高齢者などへの配慮も必要。
 - ・ 日本の文化・社会に適合し、国民の理解が得られる身近で利用しやすい制度にすること。

- ・ コンテンツの海外との相互流通に留意するとともに、ベルヌ条約の柔軟な解釈を通じて制度面と運用面で実現可能な検討をすること。
 - ・ 具体的な方策の検討に当たっては、国民からの理解の得られやすさ、民間ベースや運用で実施できる取組、制度のメリット・デメリット、実現可能性、運用の機能性等を踏まえて優先順位を考慮すること。
- これからの著作権制度を考える上では、文化政策全体や他の政策との関連、連携など、視野を広げて検討すべきである。

2. 著作物の利用円滑化について

- デジタル化・ネットワーク化でコンテンツの創作に関しプロとアマチュアの境界が低くなっており、広く利用してほしい「オープン」な考えと、管理を徹底したい「クローズ」な考えも多様になっている。また、年齢も問わず誰もがクリエイターとなり、ユーザーになる状況の下では、プロ同士や業務による利用に限られず、取引に大きなコストを要する場面が増えており、また、著作権者へのアクセスが難しく著作権の処理が困難になっているとの指摘もある。
- このような状況を踏まえ、DX時代における利用円滑化に対するニーズを踏まえた上で、具体的な措置すべき場面を特定し、著作権者の意思は引き続き尊重するとともに、権利者が不明など一定の条件の下では、簡便かつ安心して著作物を利用できるようにする方向で検討すべきである。その際、次のような観点からの検討を行うとともに、具体的な手法について、措置すべき場面への適合性、運用や民間で可能な取組の実現性、権利者を含め関係者の理解の得られやすさや法制上の実現可能性、制度の実効性・持続可能性、技術の有効活用や応用などを考慮し、広い視野で検討することが考えられる。
 - ・ クリエイターや著作権者の意思の観点からの検討
(例：著作権者が権利主張をしていない場合や許諾権によるコントロールを欲しないものの取扱い)
 - ・ 著作権者の利益を不当に害しない範囲の観点からの検討
(例：アウトオブコマース(※)の著作物の取扱い)
※ 定義が多義的であることから、実務上のビジネスモデルも踏まえつつ、検討の対象を明確にするべきことに留意。
 - ・ 著作物の創作背景や用途の観点からの検討
(例：公的資金やオープンリソースから創作されたもの、デジタル空間において自由に活用されることを想定したものの取扱い)

【検討課題】

- 従来のプロ同士による健全なルールは尊重しつつ、権利者・利用者双方にとって簡便な方法で一括的に処理が可能な制度や運用を実現するため、次のような様々な方策や運用方法について、ニーズの把握を通じて措置すべき利用場面を特定し、その場面等に即して検討すべきである。その際、関係者からの理解の得られやすさ、クリエイターへの適切な対価還元の実現の容易性、利用者が負う負担の程度、我が国の文化・法制・取引慣習との適合性、現在の著作物等の管理状況、デジタルコンテンツとの親和性等を考慮する必要がある。

- ・ クリエイターや著作権者の意思表示に対応する許諾権を前提とした権利処理
 - ・ 権利者の情報や意思を集約するシステム・データベース（利用者から情報を集約する工夫を含む）の構築・充実
 - ・ 集中管理団体による集中管理の促進
 - ・ 裁定制度の抜本的見直し
 - ・ 許諾推定
 - ・ 拡大集中許諾制度
 - ・ 権利制限（措置すべき具体的な場面に則したもの。補償金付の場合を含む。）
- 現行の著作権制度にとらわれず、抜本的な見直しを検討する観点からは、法内容の明確化に向けたソフトローの柔軟な活用、法制上の実現可能性やその後の実効性、利用のしやすさ、制度の持続可能性などを見極めつつ検討を行うべきである。その際、法制度以外の施策も優先度・重要性が高い場合もあることを踏まえ、現行制度の運用改善など実現可能なものから順次進めるといった柔軟な対応とすることが望ましい。
- アナログとデジタルのイコールフットィングについては、現行の行為類型に縛られず、アナログ、デジタルそれぞれの場面を検証しながら、著作権法全体を通じて、DX時代に対応した合理的なイコールフットィングの可能性を検討すべきである。その際、デジタル時代に生まれ育ったいわゆる「Z世代」に代表される国民の期待やニーズ、著作物の種類や利用形態、権利者の利益に与える影響等、経済的・実態的な評価を踏まえて検討することが考えられる。
- 公的機関におけるDXの基盤整備の観点から、今後考えられる著作権法上の課題について検討すべきである。
- その他、慣行や日常的に行われている利用行為や没年不明等による保護期間判定の難しさについては、今後、状況を見極めながら対応を考えるべきである。その際、実態上なされているいわゆる「寛容的な利用」に留意するなど、運用上の柔軟性が損なわれないよう慎重な対応を行うべきである。

3. 著作物の権利保護・適切な対価還元について

【検討課題】

- DX時代は、技術が急速に進展し、これまでにはない著作権侵害が起こりうる可能性があり、その対策は実効性の担保が何よりも重要である。デジタル時代に起こりうる多様な著作権侵害に対する実効的救済に関する対策の必要性や実効性について検討すべきである。
- コンテンツの利用に伴う利益還元の支援について、契約・法務に関する実務的な支援とともに、こうした支援を支える人材育成等、多様な観点から方策を検討すべきである。この点は、海外展開においては特に重要である。
- 海賊版対策は、国境もなく複雑化している。これまでの対策の実効性を踏まえつつ、新たな技術の進展や諸外国の動向等を考慮しながら、正規の流通の促進を図るとともに、必要に応じて著作権制度・施策を検討すべきである。
- 特に、海外の政府機関、国際機関との連携は重要であり、例えば、諸外国の権利者団体を含む多様な団体がお互いの持つ情報を共有し、共同して対策を講じていくなど、日本がイニシアチブを発揮しながら、国際的なネットワークづくりを行っていくことは重要である。
- プラットフォームサービスの急速な発展により、利用者の利便性が向上するとともに、著作物の創作・流通・利用・収益の各側面の基盤として大きな社会的役割を果たしている。一方で、プラットフォームサービスとクリエイターとの地位の差によるバリューギャップが対価還元における根本的な問題として生じるとともに、違法行為の助長が課題となっている。これらのバリューギャップ等の課題の解消に向け、まずは、プラットフォームサービスの実態や状況の把握を行うための実態調査・分析を迅速に行う必要がある。
- その際、プラットフォームサービス利用者間の一般的な契約関係の規律の在り方が問題になることから、著作権制度・政策で対応が必要・可能なものと、プラットフォームに関する競争政策を含む他の制度・政策で対応が必要・可能なものを整理しながら、連動して効果を上げていくことが必要である。
- 権利侵害の防止や適法な権利行使、利用の萎縮を回避するためには、著作権制度の正しい知識の習得・理解は極めて重要であり政策プライオリティを上げるべきであり、ひいては、将来の著作権に知見のある人材を育成することにもつながる。デジタル化によりコンテンツの利用者も低年齢層などが増えてきている。全国民に身近でわかりやすく・理解しやすい著作権制度の普及啓発・教育の方策をDX化時代に対応した形で検討すべきである。

(以上)

「DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する勉強会」
構成員名簿（敬称略）

いげがい なあと 生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
いけむら さとし 池村 聡	弁護士
うえの たつひろ 上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
おおがち てつや 大漕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
きし ひろゆき 岸 博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
くらた しん 倉田 伸	長崎大学教育学部准教授
こうの やすこ 河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
ごとう たけろう 後藤 健郎	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事
さかい たかとし 坂井 崇俊	エンターテインメント表現の自由の会代表
せお たいち 瀬尾 太一	一般社団法人 日本写真著作権協会常務理事
なかむら いちか 中村 伊知哉	iU（情報経営イノベーション専門職大学）学長
ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
まえだ てつお 前田 哲男	弁護士
よしむら たかし 吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長

（以上15名）

簡素で一括的な権利処理等に係る各種方策

※これまでの議論に基づいて意見を整理

権利処理方策	意見の整理
権利者の情報や意思を集約するシステム・データベースの構築・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コンテンツの帰属先の表示など権利者の意思表示やデータベースの充実を促進する方策の検討</u> ・ <u>著作権放棄・著作者人格権の不行使等を明確にすることで利用しやすくすることと併せ、当該情報を信頼した第三者を保護するような仕組みの検討</u> ・ <u>コンテンツの保護・利用に係る意思表示をすることのインセンティブを付与（経済的なインセンティブに限らない）することが必要</u> ・ <u>潜在的なクリエイターのデジタルコンテンツについて、利用規約や技術的手段等により意思表示をする仕組みの検討</u> ・ <u>利用者側が、利用したいコンテンツの情報を集約し、クリエイターを探したり活用についてマッチングしたりするといった仕組みの検討</u> ・ <u>ガイドライン、データベース、取引の適正化といったソフトローの活用が望ましい</u>
集中管理団体による集中管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>例えばレコード協会によるウェブキャストの集中管理等のように、それ以外の様々な分野における集中管理の促進</u>
裁定制度の抜本の見直し (権利者不明著作物等の迅速な利用のための制度創設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前の供託金の廃止、申請の電子化、権利者搜索手続等の手続緩和、スピーディーな活用方策の検討</u> ・ <u>文化庁ではなく、民間団体による実施について、強制許諾という裁定制度の本質に照らし、法的実現可能性を丁寧に検討することが必要</u>
許諾推定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>許諾権を前提とした仕組みと評価できる</u> ・ <u>許諾推定の仕組みは個人の利用者にとっては使いにくく、萎縮する</u> ・ <u>意思表示しない場合に保護しないことは現在の民事法制上難しいが、こういった場合に推定規定を導入することは考えられる</u> ・ <u>黙示の許諾との関係性について検討する必要。確認的規定として位置づけることも可能か。</u> ・ <u>許諾推定制度の一般化は、<u>挙証責任転換により保護と利用のバランスが崩れないか留意</u></u> ・ <u>推定の基礎となる事情はどのようなものか検討をする必要。</u> ・ <u>法的行為類型による検討と経済的・実質的行為類型による検討の双方が必要（例：放送同時配信に係る許諾推定）</u>

<p>拡大集中許諾制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法制的なハードルが高いので、目的達成でき、日本の法制に整合する制度の構築の検討が必要</u> ・ 「許諾」となっているが、諸外国では色々な形態の制度がある。例えば、<u>ノンメンバーの権利について「許諾」ではなく「利用できる」仕組み、「処理システム」の一つとも評価できるものがある</u> ・ 多くがアウトオブコマースである孤児作品への対策となり得る。 ・ 各国では活用されていない事例もある。<u>実効性（ニーズや利用場面、実務上の運用）を視野に入れた検討</u> ・ <u>管理率の低い管理団体が大多数のノン・メンバーの著作物を管理することの正当性の検討</u> ・ <u>管理率の高い分野はニーズが少なくなるギャップが生まれる</u> ・ <u>クリエイターを含む国民の納得感を得る方策の検討</u>
<p>権利制限 (補償金付を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>クリエイターが保護を欲さない著作物や集中管理がされていない著作物について、集中管理団体による探索手続を経るなど一定条件の下での権利制限の導入可能性の検討</u> ・ <u>権利制限をする公益性の検討</u>。ベルヌ条約第9条（2）等の「特別な場合」、「通常の利用を妨げない」、「正当な利益を不当に害しない」の条件あてはめ ・ 差止請求をテコにして対価を得る仕組みが前提であり、権利制限導入に際しては、補償金の有無等、慎重な検討が必要 ・ 著作物の性質、経済的価値等による保護の在り方について検討 <u>(ノンメンバーの著作物、UGC作品、著作権者が許諾権によるコントロールを欲していない著作物、アウトオブコマース、など)</u> ・ アウトオブコマースは多義的かつ混同しやすい概念であり、整理が必要 ・ <u>全てのクリエイターやコンテンツの公平な扱いの検討について</u>（著作物性の可否は財産的な価値の有無に関係ないことに留意） ・ <u>クリエイター・権利者への適切な対価還元としてのインセンティブを付与</u>（経済的なインセンティブに限らない）が必要
<p>その他の方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NFT やフィンガープリント等の<u>技術の活用可能性</u> ・ <u>複雑な保護期間の計算への対応</u>（パブリックドメインの明確化）